

平成 25 年 月 日

博士後期課程
研究指導教員各位

工学府長
情報工学府長
生命体工学研究科長

博士論文の公表に係る論文審査委員会の協力について

学位規則（昭和 28 年部省令第 9 号）及び本学学位規則（昭和 63 年九工大規則第 6 号）が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降に本学で博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に論文の全文を本学の機関リポジトリに登録し、インターネットを利用して公表することとなりました。

公表に関して、下記のような「やむを得ない事由」がある場合は、教授会の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することになりますが、教授会の場で、当該論文の「やむを得ない事由」の妥当性を確認し、審議することは困難です。

つきましては、別紙様式 A を指導学生等に提出させ、全文公表の保留を申し出た者については、論文の審査委員会で、保留理由が「やむを得ない事由」に該当するかを確認くださるようご協力をお願い申し上げます。

なお、「やむを得ない事由」が消滅した場合、被授与者は、様式 B を部局長に提出し、当該博士論文の全文をリポジトリに登録する必要がありますのでご留意ください。

記

やむを得ない事由の例

1. 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。
2. 博士論文が、保護著作権、個人情報に係る制約等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。
3. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合。
4. 博士論文が、企業等との共同・受託研究において、博士論文に本学が守秘義務を負う内容が含まれる場合（博士論文の公表について企業等の同意がある場合を除く）